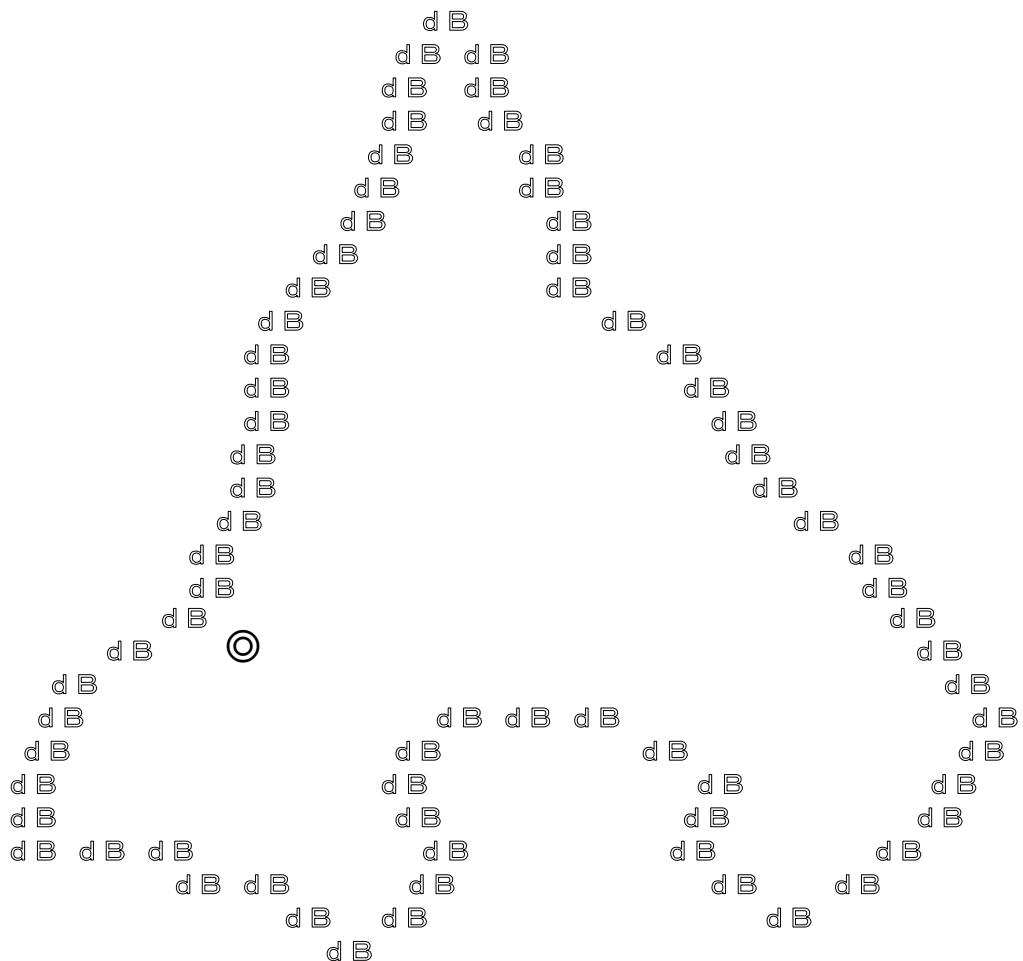


枚方市

工場・事業場のみなさんへ

—騒音・振動の規制基準と届出について—



騒音・振動の規制基準について

●騒音・振動には「規制基準」が定められています。

工場及び事業場は、その敷地境界線上で規制基準を守らなければなりません。

■騒音に係る規制基準

(単位：デシベル)

地域の区分 時間の区分	朝(午前6時～午前8時) 夕(午後6時～午後9時)	昼間 (午前8時～午後6時)	夜間 (午後9時～翌日午前6時)
第1・2種低層住居専用地域	45	50	40
第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域、準住居地域 市街化調整区域など	50	55	45
近隣商業地域、商業地域、 準工業地域など	60	65	55
工業地域、工業専用地域など	65	70	60
工業地域、工業専用地域などで 学校・病院等の周辺など	60	65	55

(平成13年4月1日枚方市告示第106号及び府条例施行規則別表第21による)

■振動に係る規制基準

(単位：デシベル)

地域の区分 時間の区分	昼間 (午前6時～午後9時)	夜間 (午後9時～翌日午前6時)
ア. 第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域など	60	55
イ. 近隣商業地域、商業地域、準工業地域など	65	60
ウ. 工業地域及び工業専用地域など 既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び上記アの区域の境界線から15メートル以内の区域	65	60
その他の区域	70	65

(平成13年4月1日枚方市告示第108号及び府条例施行規則別表第21による)

(注) 騒音規制法・振動規制法（法）による規制は、工業専用地域以外の地域に適用されます。

大阪府生活環境の保全等に関する条例（府条例）による規制は、大阪府告示により本市の工業専用地域にも適用されます。

●改善勧告及び改善命令の制度があります。

規制基準が守られていない場合、騒音・振動の防止について、改善勧告、改善命令を受けます。

施設の届出について

●騒音や振動が発生する施設を設置する場合などには、届出が必要です。

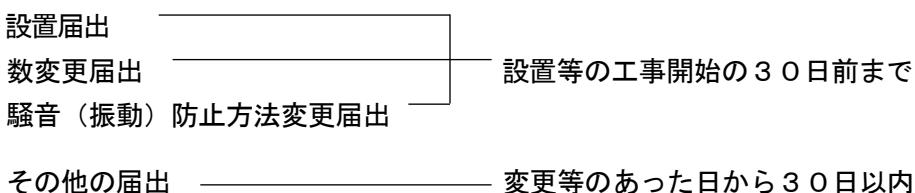
法に基づき届出が必要な施設を特定施設、府条例に基づき届出が必要な施設を届出施設といいます。

特定（届出）施設を設置する場合などには、法又は府条例に基づく届出が必要です。

●届出には次のようなものがあります。

- ・工場の新設など、初めて施設を設置する場合 設置届出
- ・施設を増設する場合 数変更届出
- ・騒音・振動の防止方法を変更する場合 騒音（振動）防止方法変更届出
- ・届出者の氏名、住所などを変更した場合 氏名等変更届出
- ・すべての施設の使用を廃止した場合 使用全廃届出
- ・すべての施設を譲り受け又は借り受けた場合 承継届出
- ・法又は府条例の改正により追加された施設が既に設置されている場合 使用届出

●届出の種類によって、届出の時期が異なります。



●防音・防振対策が必要になる場合があります。

施設の設置場所などによっては、防音（防振）対策を講じることが必要になる場合があります。

■工場・事業場の所在地、設置する施設によって適用法令が異なります。

- * 工業専用地域については、騒音・振動規制法は適用されません。
ただし、府条例に定める届出施設を設置する場合は、府条例に基づく届出が必要になります。
- * 騒音規制法に定める特定施設を設置している工場・事業場については、騒音に係る府条例の届出は必要ありません。
- * 振動規制法に定める特定施設を設置している工場・事業場についても、振動に係る府条例の届出は必要ありません。

(注) 規制基準は、設置する施設に関係なく、敷地境界線上の基準が適用されます。

工場・事業場の所在地と設置する施設による届出の要否

所在地	特定施設の設置等	届出施設の設置等	
		特定施設有	特定施設無
工業専用地域以外	○	×	○
工業専用地域	×		○

○：届出要
×：届出不要

a届出が必要な施設は、次の表のとおりです。

<騒音・振動特定施設（届出施設）一覧表（法施行令第1条・府条例施行規則第51条）>

施設名	騒音		振動		備考
	法	府条例	法	府条例	
金属加工機械					
圧延機械	*22.5kw	*22.5kw			*原動機の定格出力の合計
製管機械	○	○			
ベンディングマシン	*3.75kw	* ○		○	*ロール式に限る
液圧プレス	* ○	* ○	* ○	* ○	*矯正プレスを除く
矯正プレス		○		○	
機械プレス	* 294kN	○	○	○	*呼び加圧能力
せん断機	3.75kw	○	1kw	○	
鍛造機	○	○	○	○	
ワイヤーフォーミングマシン	○	○	37.5kw	* 15kw	*原動機の定格出力の合計
プラスト	* ○	○			*タンブラスト以外のもので 密閉式のものを除く
タンブラー	○	○			
自動旋盤		* ○			*棒材作業用のものに限る
数値制御フライス盤		○			
マシニングセンタ		○			
平削盤		○		○	
といし切断機	○	○			
グラインダー		* ○			*工具用及び精密加工用を除く *亜鉛版用以外は2台以上
自動やすり目立機		5kw			
圧縮機及び送風機					
空気圧縮機	7.5kw	3.7kw	7.5kw	7.5kw	
空気圧縮機以外の圧縮機		3.7kw	7.5kw	7.5kw	
送風機	7.5kw	3.7kw			
粉碎機					
土石用等の破碎機、摩碎機、 ふるい、分級機	7.5kw	○	7.5kw	3.7kw	
穀物用製粉機	* 7.5kw	○		3.7kw	*ロール式に限る
穀物用製粉機を除く 食品加工用粉碎機		○		* 3.7kw	*破碎機、摩碎機を含む
その他の用に供する粉碎機		* ○		* 3.7kw	*破碎機、摩碎機を含む
織維機械					
織機	* ○	* ○	* ○	* ○	*原動機を用いるもの
紡績機械		○			
編組機		* ○			*2台以上
撚糸機		○			
建設用資材製造機械					
コンクリートプラント	*0.45m ³	* ○		○	*混練容量、気ほうコンクリートプラントを除く
コンクリートブロックマシン			*2.95kw	*2.95kw	*原動機の定格出力の合計
コンクリート管・柱製造機械			* 10kw	* 10kw	*原動機の定格出力の合計
アスファルトプラント	* 200kg	○			*混練重量

施設名	騒音		振動		備考
	法	府条例	法	府条例	
木材加工用機械					
ドラムバーカー	○	○	○	○	
チッパー	2.25kw	2.25kw	2.2kw	2.2kw	
碎木機	○	○			
帯のこ盤	* 15kw **2.25kw	○			*製材用 **木工用
丸のこ盤	* 15kw **2.25kw	○			*製材用 **木工用
かんな盤	2.25kw	○			
抄紙機	○	○			
印刷機械	* ○	* ○	2.2kw	2.2kw	*原動機を用いるもの
ロール機					
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機		○	* 30kw	* 30kw	*カレンダーロール機を除く
その他のロール機		* ○			*金属及び食品加工用を除く
合成樹脂成形加工機械					
合成樹脂用射出成形機	○	○	○	○	
その他の合成樹脂成形加工機械		○		* 15kw	*原動機の定格出力の合計
鋳型造型機	* ○	* ○	* ○	* ○	*ジヨルト式に限る
エヤーハンマ		○			
走行クレーン		* 5t		* 5t	*つり上げ能力
工業用動力ミシン		* ○			*3台以上
紙工機械		* 3.7kw		* 15kw	*原動機の定格出力の合計
遠心分離機		* 1.2m		* 1.2m	*直径
集じん装置		○			
かくはん機		3.7kw			
電気炉		* ○			*鉄鋼及び非鉄金属製造用のものに限る
ロータリーキルン		○			
冷凍機及び空調機		* 7.5kw			*クーリングタワーを有せず室外機に圧縮機又は送風機を有するもの
クーリングタワー		2.2kw			
スチームクリーナー		* 7.5kw			*原動機の定格出力の合計
石材用の切断機及び切削機		○			
オイルバーナー		* ○			*ロータリー式、ガンタイプ式を除く

[表の見方]

- 「法」の欄に○又は数値のあるものが特定施設、「府条例」の欄に○又は数値のあるものが届出施設です。
- 表中の数値、例えば「7.5kw」は、原動機の定格出力が7.5kw以上のものが届出が必要であることを表します。
- 表中の「*」は、条件付きであることを表わし、その条件は備考欄に示しています。

●届出に対しては、計画変更勧告及び改善命令の制度があります。

設置届出、数変更届出及び騒音（振動）防止方法変更届出については、届出の内容が規制基準に適合しないときは、計画変更勧告を受けます。

さらに、計画変更勧告に従わず施設を設置した場合には、改善命令を受けます。

●改善命令などに従わない場合は、罰則が科せられます。

適切な届出をしない場合や、改善命令等に従わない場合、懲役又は罰金が科せられます。

従業員などが業務に関して違法行為を行った場合、行為者のほかに経営者に対しても罰金が課せられます。

問い合わせ・届出先

枚方市 環境指導課

〒573-1162 枚方市田口5丁目1-1

穂谷川清掃工場 管理棟

Tel: 050-7102-6014 · fax: 072-841-1206

e-mail: kankyoushidou@city.hirakata.osaka.jp